



大阪労働局発表
平成24年3月29日

担	大阪労働局労働基準部監督課
当	電話 06 (6949) 6490

平成23年定期監督等の概要について

～違反率は9年連続で60%超～

大阪労働局（局長 西岸 正人）は、平成23年に管内の13労働基準監督署が実施した定期監督等の概要について、以下のとおり取りまとめた。

（注）「定期監督等」とは、「定期監督」、「災害時監督」、「災害調査」からなる。

具体的には、労働基準法、労働安全衛生法等の法律に基づき、定期的に、又は労働災害等の各種の情報等を契機として事業場に立ち入り、関係労働者の労働条件等について調査を行い、法律違反が認められた場合には、事業主に対し、その改善を指導する立入検査をいう。

大阪労働局における平成23年定期監督等概要

・実施件数 8,477件、 違反事業場 5,428件、 違反率 64.0%

・業種別の違反率(高い順)

- ①保健衛生業 83.5%
- ②教育研究業 72.3%
- ③接客娯楽業 71.6%

・主要な違反事項(違反率の高い順)

労働基準法関係	①労働時間	26.5%	②割増賃金	18.3%
	③就業規則	14.2%	④労働条件明示	11.7%
安全衛生法関係	①安全基準	12.0%	②健康診断	10.8%
	③安衛管理体制	10.1%	④定期自主検査	3.8%

・最低賃金法に係る業種別の違反率(高い順)

- | | | | |
|--------|------|--------|------|
| ①接客娯楽業 | 7.4% | ②運輸交通業 | 5.2% |
| ③製造業 | 4.5% | ④金融広告業 | 3.0% |

1 定期監督等の実施状況

(1) 法違反事業場の状況

平成23年定期監督等の実施件数は、8,477件（前年比696件減）であったが、このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場は5,428件（前年比740件減）、違反率は64.0%（前年比3.2ポイント減）であった。9年連続で違反率が60%を超える状況となっている(表1)。

定期監督等（実施件数8,477件）の業種別実施数は、

①製造業	2,401件	(28.3%)
②商業（卸売業、小売業等）	2,081件	(24.5%)
③建設業	1,519件	(17.9%)

の順となっている。

違反率が高い業種は、

①保健衛生業（社会福祉施設、病院等）	(83.5%)
②教育研究業（学校、専門学校、ソフトウェア業等）	(73.2%)
③接客娯楽業（飲食店、旅館等）	(71.6%)
④商業（卸売業、小売業等）	(69.0%)
⑤製造業	(67.3%)
⑥運輸交通業	(66.2%)

の順となっている。

特に保健衛生業の違反率が高かったのは、平成23年に社会福祉施設の新規参入事業場に対して集中的に監督指導を行ったことによる。

(2) 労働基準法の主要な違反事項(表2)

労働基準法の主な法違反の内容は次のとおり。

ア 労働時間・割増賃金関係

- ① 労働基準法第32条（労働時間）に係る違反
2,244件（違反率26.5%）

【違反事例】

- ・ 時間外・休日労働協定を締結・届出していないのに、法定労働時間を超えて労働させているもの。時間外・休日労働協定で定めた時間を超えて労働させているもの。

- ② 同法第37条（割増賃金）に係る違反
1,552件（違反率18.3%）

【違反事例】

- ・ 時間外労働、深夜労働を行わせているのに、法定割増賃金（通常の賃金の2割5分以上）を支払っていないもの。

イ 労働条件明示関係

- ① 労働基準法第15条（労働条件の明示）に係る違反
992件（違反率11.7%）

【違反事例】

- ・ 労働者を雇い入れる際に、賃金額や支払方法等法定事項について書面を交付していないもの。

- ② 同法第89条（就業規則の作成等）に係る違反
1,204件（違反率14.2%）

【違反事例】

- ・ 常時10人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、就業規則を作成・届出していないもの。

(3) 最低賃金法の主要な違反事項(表2)

最低賃金法の主な法違反の内容は次のとおり。

ア 最低賃金効力に係る違反（最低賃金法第4条）

260件（違反率3.1%）

【違反事例】

- ・大阪府最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払っていないもの。

(4) 労働安全衛生法の主要な違反事項(表2)

労働安全衛生法の主な法違反の内容は次のとおり。

ア 安全衛生管理体制に係る違反（労働安全衛生法第10条から12条、第14条、第15条及び第17条から第19条まで）

852件（違反率10.1%）

【違反事例】

- ・常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、法定の管理者（衛生管理者等）を選任していないもの。

イ 機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準に係る違反（同法第20条から第25条まで）

1,019件（違反率12.0%）

【違反事例】

- ・高さが2メートル以上の場所で、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、作業を行わせていたもの。

ウ 健康診断に係る違反（同法第66条）

912件（違反率10.8%）

【違反事例】

- ・常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施していないもの。

エ 定期自主検査に係る違反（同法第45条）

323件（違反率3.8%）

【違反事例】

- ・フォークリフト等の車両系荷役運搬機械等について、1月を超えない期間ごとに1回、定期的に、法定事項について自主検査を行っていないもの。

(4) 司法事件処理

上記の定期監督等の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合等については、送検手続きを取る等、厳正に対応しており、平成23年には68件の労働基準法及び労働安全衛生法等違反被疑事件を送検したところである。

2 今後の指導方針

今後とも、大阪労働局及び管内の労働基準監督署においては、「誰もが生き活きと安心して働ける元気な大阪」を目指し、健康が確保され安全で安心な職場の実現のため、法定労働条件の履行確保、長時間にわたる時間外労働の実効ある抑制、賃金不払残業の解消、重篤な労働災害の発生防止など、積極的に監督指導等を実施する。

表1 定期監督等の推移

業種	平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率
製造業	2,129	69.0	2,046	71.8	2,133	70.0	2,034	72.4	1,947	69.1	1,979	71.3	2,401	67.3
建設業	1,650	53.0	1,719	50.2	2,016	53.1	1,852	55.2	1,663	52.9	1,594	54.5	1,519	47.7
運輸交通業	514	72.2	585	65.8	474	71.3	516	72.1	457	66.7	507	61.7	497	66.2
貨物取扱業	138	55.8	202	41.1	140	47.9	80	60.0	115	47.0	106	63.2	113	52.2
商業	966	71.8	893	70.2	670	73.7	896	72.2	683	71.2	3,215	71.4	2,081	69.0
金融広告業	213	56.8	113	62.8	98	72.4	115	54.8	68	64.7	113	64.6	78	55.1
通信業	52	44.2	24	54.2	18	61.1	27	37.0	33	51.5	19	68.4	27	48.1
教育・研究業	142	68.3	95	82.1	107	72.9	90	63.3	114	79.8	160	76.9	149	73.2
保健衛生業	327	70.6	329	76.0	272	74.3	156	79.5	190	78.4	396	71.0	406	83.5
接客娯楽業	243	74.9	232	73.7	239	69.5	156	67.9	214	76.6	329	72.3	299	71.6
清掃・と畜業	115	70.4	83	66.3	86	69.8	74	67.6	90	64.4	84	65.5	114	50.9
上記以外の事業	575	66.3	486	70.4	503	71.8	525	66.9	660	54.8	671	63.9	793	61.7
合計	7,064	65.1	6,807	64.8	6,756	65.3	6,521	66.3	6,234	63.4	9,173	67.2	8,477	64.0

(参考) 平成16年以前の違反率%(業種計)

平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
57.7	65.6	62.1	63.1	57.9	62.0	65.4

表2 定期監督等における業種別主な違反件数・違反率表(平成23年)

業種	定期監督等 実施件数	労働基準法関係 (左欄:違反件数・右欄:違反率%)						最低賃金法関係 (左欄:違反件数・右欄:違反率%)			安全衛生法関係 (左欄:違反件数・右欄:違反率%)									
		労働条件明示		労働時間		罰増賃金		就業規則			最低賃金効力			安全衛生管理体制		安全基準		定期自主検査	健康診断	
		件数	率%	件数	率%	件数	率%	件数	率%	件数	率%	件数	率%	件数	率%	件数	率%	件数	率%	件数
製造業	2,401	172	7.2	669	27.9	344	14.3	211	8.8	108	4.5	400	16.7	555	23.1	266	11.1	282	11.7	
建設業	1,519	26	1.7	64	4.2	47	3.1	25	1.6	6	0.4	40	2.6	368	24.2	18	1.2	16	1.1	
運輸交通業	497	65	13.1	203	40.8	115	23.1	83	16.7	26	5.2	88	17.7	17	3.4	15	3.0	97	19.5	
貨物取扱業	113	5	4.4	21	18.6	12	10.6	12	10.6	1	0.9	26	23.0	21	18.6	2	1.8	4	3.5	
商業	2,081	458	22.0	683	32.8	564	27.1	498	23.9	71	3.4	90	4.3	26	1.2	13	0.6	292	14.0	
金融広告業	78	10	12.8	15	19.2	25	32.1	6	7.7	3	3.8	6	7.7	1	1.3	0	0.0	6	7.7	
通信業	27	1	3.7	5	18.5	5	18.5	2	7.4	0	0.0	4	14.8	0	0.0	0	0.0	2	7.4	
教育・研究業	149	21	14.1	46	30.9	50	33.6	28	18.8	1	0.7	40	26.8	2	1.3	0	0.0	11	7.4	
保健衛生業	406	74	18.2	161	39.7	129	31.8	124	30.5	3	0.7	57	14.0	2	0.5	1	0.2	61	15.0	
接客娯楽業	289	59	19.7	94	31.4	74	24.8	79	26.4	22	7.4	12	4.0	1	0.3	0	0.0	46	15.4	
清掃・と畜業	114	12	10.5	24	21.1	15	14.9	17	14.9	1	0.9	14	12.3	15	13.2	5	4.4	9	7.9	
上記以外の 事業	793	89	11.2	259	32.7	172	21.7	119	15.0	18	2.7	75	9.5	11	1.4	3	0.4	86	10.8	
合計	8,477	992	11.7	2,244	26.5	1,552	18.3	1,204	14.2	260	3.1	852	10.1	1,019	12.0	323	3.8	912	10.8	

※1 上記右側の「違反率%」欄について、数字朱書き(背景色黄色)は最も違反率が高い業種、数字朱書きは左記以外で違反率上位5番までの業種
 ※2 上記「最低賃金法関係」欄の「最賃効力」とは、大阪府最低賃金額(平成23年9月30日以降同24年3月29日現在の地域別最低賃金は786円)以上の賃金を、同最低賃金の適用を受ける労働者に対して支払っていないもの。